

令和2年6月18日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 大日本土木株式会社
業者の住所 : 岐阜県岐阜市宇佐南1-3-11
2. 指名停止措置期間 : 令和2年6月18日から令和2年7月17日まで(1カ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
本件は、大日本土木(株)が受注した「H30 三重河川国道事務所庁舎建築工事」において、令和2年3月23日に発生した工事関係者事故である。
事故当日、庁舎1階躯体用鉄筋をタワークレーンにて荷下ろし作業を行っていたところ、クレーンが転倒し、クレーン操作を行っていた作業員がクレーンブームと接触し被災した。
5. 指名停止措置理由
有資格業者である大日本土木(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138